

令和3年度 鶴岡市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

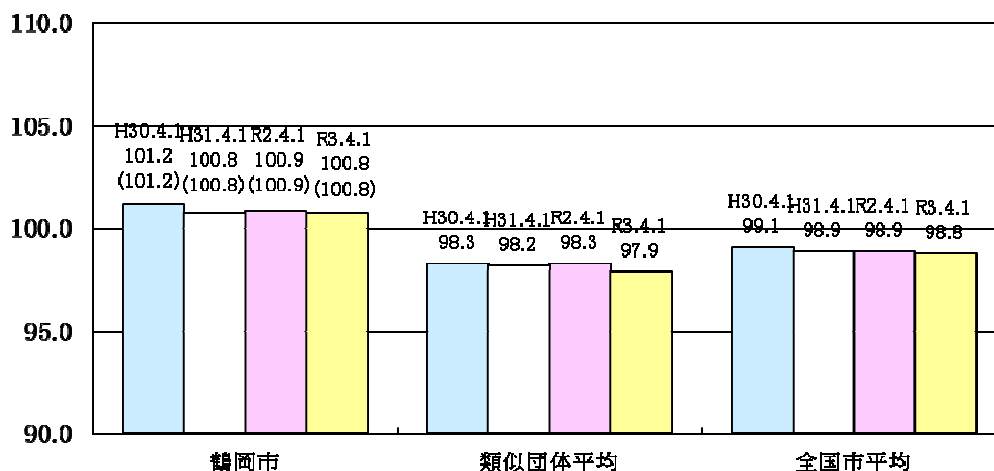
区分	住民基本台帳人口 (令和3年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和元年度の人件費率
令和 2年度	人 124,003	千円 91,088,014	千円 1,327,337	千円 10,439,439	% 11.5	% 12.9

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末勤勉手当	計 B		
令和 2年度	人 1,138	千円 4,427,889	千円 700,806	千円 1,746,012	千円 6,874,707	千円 6,041	千円 6,026

- (注)
- 職員手当には退職手当を含まない。
 - 職員数については、令和2年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))及び会計年度任用職員を含まない。
 - 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注)
- ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 - ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)
 - 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和3年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

総合的見直しにおける給料表の水準の相違によるものであり、
今後も給与の適正化、適切な制度運用に努める。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
 (内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、人事院が勧告した俸給表を基本としたうえで、給与水準については県内民間との均衡を図ったものとした県の給料表に準じて改定。若年層については引上げ、高齢層については引下げを行い、激変緩和のため、経過措置(現給保障)を実施。
 他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 見直し前から変わらず支給地域外。支給地域在勤職員は国と同じ支給割合。
 (実施時期) 支給地域在勤職員について、平成27年4月1日より実施。

(参考)	平成26年度 の支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度 の支給割合	平成29年度 の支給割合	平成30年度 の支給割合	令和元年度 の支給割合	令和2年度 の支給割合	令和3年度 の支給割合
		4月1日 時点	遡及改定後						
国基準による 支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
鶴岡市の支給 割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(5) 特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和3年4月1日現在)

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国比較ベース)
鶴岡市	43.9歳	337,749円	401,863円	357,391円
山形県	43.8歳	335,300円	418,400円	362,500円
国	43.0歳	325,827円	-	407,153円
類似団体	42.2歳	314,513円	386,068円	350,022円

② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
鶴岡市	52.3歳	80人	332,648円	354,286円	341,991円	-	-	-	-
うち給食調理員	49.9歳	31人	345,074円	361,034円	350,365円	飲食物調理従事者	42.4歳	215,600円	1.67
うち学校用務員	52.9歳	31人	322,868円	346,328円	335,497円	他に分類されない運搬・ 清掃・包装等従事者	50.3歳	235,200円	1.47
うち自動車運転手	58.8歳	3人	260,867円	316,320円	272,367円	乗用自動車運転者 (タクシー運転者を除く)	56.6歳	181,500円	1.74
うちその他	55.0歳	15人	341,533円	364,382円	352,033円	-	-	-	-
山形県	52.3歳	461人	335,600円	373,700円	353,200円	-	-	-	-
国	50.9歳	2,201人	286,947円	-	328,603円	-	-	-	-
類似団体	53.3歳	36人	323,802円	356,977円	346,970円	-	-	-	-

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
鶴岡市	5,787,637円	-	-
うち給食調理員	5,955,309円	2,883,200円	2.07
うち学校用務員	5,610,438円	3,186,100円	1.76
うち自動車運転手	5,153,040円	2,333,400円	2.21
うちその他	5,930,878円	-	-

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成30～令和2年の3ヶ年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和3年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和3年4月1日現在)

区 分	鶴 岡 市	山 形 県	国
一 般 行 政 職	大 学 卒	185,100円	182,200円
	高 校 卒	152,300円	150,600円
技 能 労 務 職	高 校 卒	144,700円	-
	中 学 卒	140,400円	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和3年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	254,541円	369,091円	402,867円
	高校卒	219,917円	318,956円	381,585円
技能労務職	高校卒	-	-	355,000円

※ 一般行政職の高校卒の経験年数10年の職員は1名のみのため、経験年数7～13年の職員(3名超となる範囲の職員)の平均額としている。

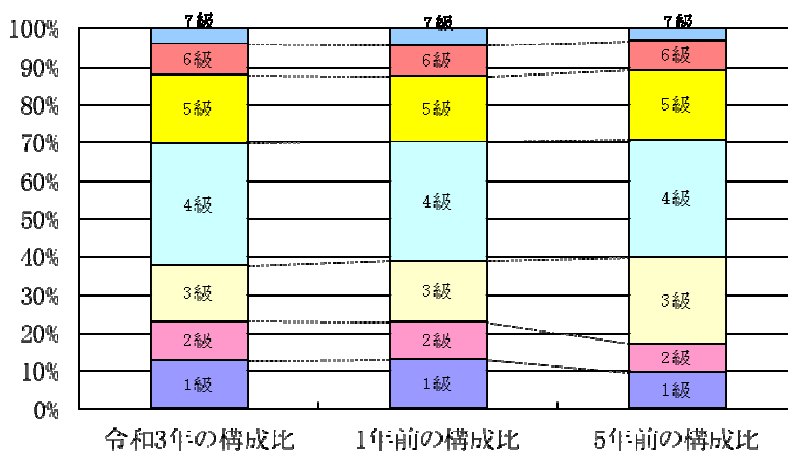
※ 一般行政職の高校卒の経験年数20年の職員は2名のみのため、経験年数19～21年の職員(3名超となる範囲の職員)の平均額としている。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

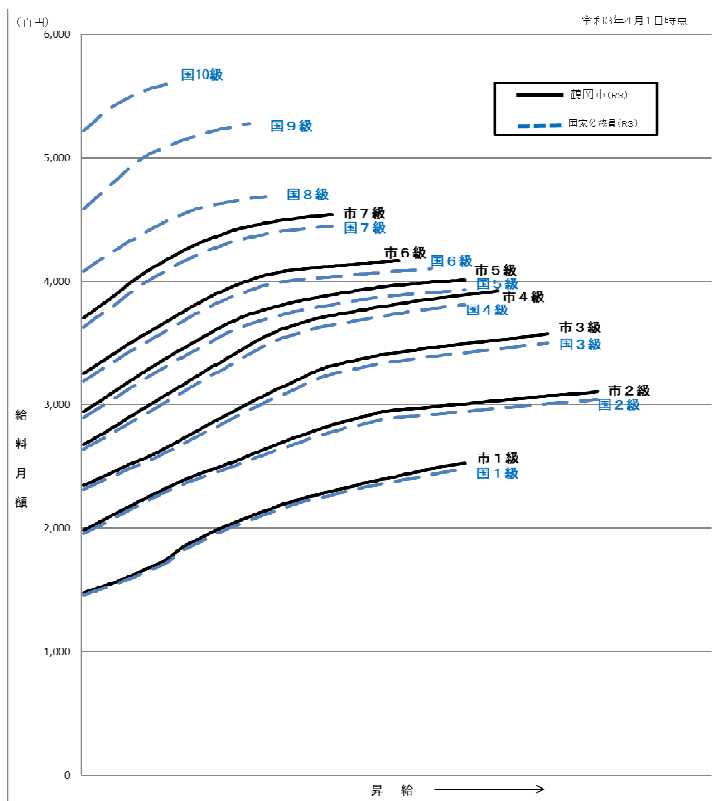
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和3年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事・技師	88人	12.6%	147,700円	252,500円
2級	主事・技師	73人	10.5%	198,300円	310,500円
3級	係長・専門員・主任	101人	14.5%	234,700円	357,300円
4級	主査・係長・専門員	225人	32.2%	267,800円	392,200円
5級	課長補佐・主査	125人	17.9%	294,200円	401,200円
6級	課長・主幹	58人	8.3%	325,200円	416,600円
7級	部長・次長・参事	28人	4.0%	370,100円	454,100円

- (注) 1 鶴岡市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和3年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況(鶴岡市)

令和3年4月2日から令和4年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				○
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)		○		
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

鶴岡市	山形県	国
1人当たり平均支給額(令和2年度) 1,573 千円	1人当たり平均支給額(令和2年度) 1,670 千円	-
(令和2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.80 月分 (0.85) 月分	(令和2年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 1.85 月分 (0.90) 月分	(令和2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.90 月分 (0.90) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(鶴岡市)

令和3年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和4年度6月期		令和4年度6月期	

(2) 退職手当(令和3年4月1日現在)

鶴岡市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)	
1人当たり平均支給額	4,279 千円	21,473 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員(教育職を除く)に支給された平均額である。

(3) 地域手当(令和3年4月1日現在)

支給実績(令和2年度決算)	2,908 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	581,600 円		
支給対象地域等	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	20%	4人	20%
宮城県仙台市	6%	1人	6%
地域手当補正後ラスパイレース指数	100.8		
(ラスパイレース指数)	(100.8)		

(注) 地域手当補正後ラスパイレース指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレース指数。

(補正前のラスパイレース指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当(令和3年4月1日現在)

支給実績(令和2年度決算)	55 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	873 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合	5.6 %			
手当の種類(手当数)	4			
手当の名称	主な給付対象職員	主な支給対象業務	支給実績(2年度決算)	主記職員に対する支給単価
災害応急作業手当	一般職・技能職	災害発生現場等での応急作業	-	日額500円
防疫等作業手当	一般職	①水害発生に伴う防疫作業 ②感染症患者の救護又は病原体付着物件の処理作業	10千円	日額500円
行旅死亡人等取扱手当	一般職	①行旅死亡人の収容業務 ②行旅病人の救護業務	6千円	①1件3,000円 ②1件1,500円
動物死体収容処理業務手当	一般職・技能職	動物の死体収容処理業務	39千円	1件150円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和2年度決算)	357,748 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	345 千円
支給実績(令和元年度決算)	327,376 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)	315 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(令和3年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和2年度普通会計決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和2年度普通会計決算)
扶 養 手 当	扶養親族のある職員に支給 配偶者 6,500円、子 10,000円、一般の扶養親族1人につき6,500円 扶養親族たる子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子につき5,000円加算	同じ	-	130,996千円	239,810円
住 居 手 当	借家・借間に居住する職員に支給 限度額 28,000円	同じ	-	38,209千円	249,732円
通 勤 手 当	住居から勤務公署まで2km以上の職員に支給 交通機関利用 限度額 55,000円 交通用具使用 限度額 55,000円	異なる	交通用具使用について、国では限度額24,500円	86,891千円	96,841円
管 理 職 手 当	管理又は監督の地位にある職員に対して職務の級及び職の区分に応じて支給 部長級 66,400円 次長級 57,500円 課長級 41,600円 主幹級 35,300円	異なる	俸給の特別調整額として一種から五種の区分に応じて支給 46,300円～139,300円	55,645千円	540,243円
単 身 赴 任 手 当	異動に伴って転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居して単身で生活する職員に支給 配偶者宅との交通距離に応じて月額 30,000円～100,000円	同じ	-	2,460千円	307,500円
休 日 勤 務 手 当	祝日法による休日等に勤務した職員に支給 勤務1時間当たりの給与額× 135/100×勤務時間数	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法	6,274千円	6,413円
夜 間 勤 務 手 当	正規の勤務時間として深夜(午後10時～午前5時)に勤務した職員に支給 勤務1時間当たりの給与額× 25/100×勤務時間数	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法	2,442千円	71,824円
宿 日 直 手 当	宿日直勤務を行った職員に支給 勤務1回につき 4,400円	同じ	-	0千円	0円
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	管理又は監督の地位にある職員が、臨時又は緊急の必要等により、週休日又は休日等に勤務した場合に支給 1回につき 6,000～8,500円 週休日等以外の勤務日の深夜に災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により勤務した場合 1回につき 3,000～4,300円	異なる	1回につき一種から五種の区分に応じて 6,000～12,000円 週休日等以外の深夜勤務は 3,000～6,000円	239千円	11,381円
寒 冷 地 手 当	毎年11月から翌年3月までの各月の初日において支給地域に在勤する職員(市内は対象地域外) 月額 7,360～17,800円	同じ	-	178千円	44,500円

5 特別職の報酬等の状況(令和3年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市 長	515,163 円 (914,000 円)	(参考)類似団体における最高/最低額 979,000 円/ 515,200 円	
	副 市 長	718,000 円 (- 円)	800,000 円/ 671,400 円	
議 員 報 酬	議 長	510,000 円 (- 円)	666,000 円/ 438,000 円	
	副 議 長	470,000 円 (- 円)	634,500 円/ 386,000 円	
	議 員	445,000 円 (- 円)	594,000 円/ 360,000 円	
期 末 手 当	市 長・副 市 長	(令和2年度支給割合) 3.25 月分		
	議長・副議長・議員	(令和2年度支給割合) 3.25 月分		
退 職 手 当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	市 長	$914,000 \times \text{在職月数} \times 56.7 / 100$	24,875,424 円	在職中通算
	副 市 長	$718,000 \times \text{在職月数} \times 33.1 / 100$	11,407,584 円	在職中通算
	備 考	支給時期について、申し出がある場合は任期毎		

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

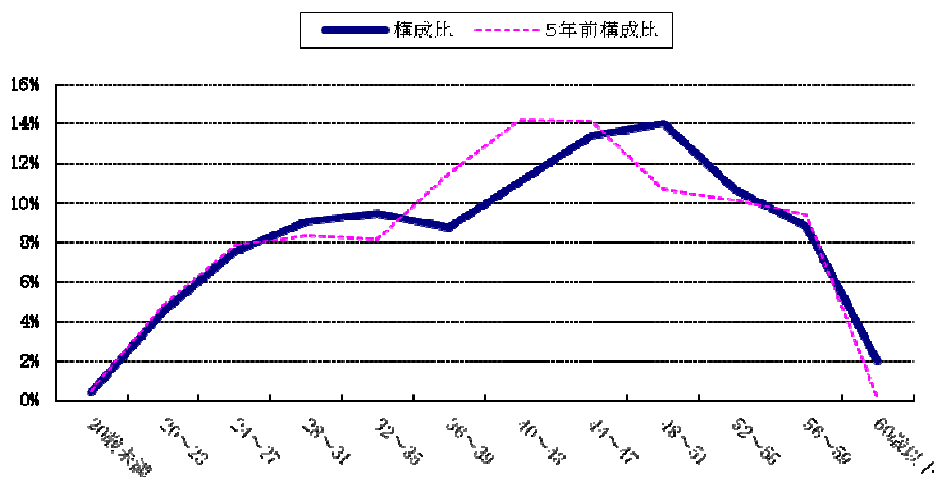
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

部門		区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
			令和2年	令和3年		
普通 会 計 部 門	一般 行政 部 門	議会	8	8	0	
		総務	218	218	0	
		税務	69	68	▲1	滞納者数の減及び事務効率化
		労働	2	2	0	
		農林水産	100	98	▲2	職員派遣終了
		商工	38	35	▲3	職員派遣終了、温泉施設業務の所管替
		土木	90	90	0	
		民生	134	135	1	温泉施設業務の所管替
		衛生	93	91	▲2	最終処分場現場運営業務及びごみ焼却施設運営の民間委託
	計	752	745	▲7	<参考> 人口1万当たり職員数 60.08 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 53.25 人)	
	教育部門	179	171	▲8	文化会館の指定管理者制度移行、技能職員欠員不補充	
	消防部門	207	207	0		
小計	1,138	1,123	▲15	<参考> 人口1万当たり職員数 90.56 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 70.87 人)		
会 公 計 営 企 業 部 門 等	病院	651	666	15	診療体制及び看護体制強化	
	水道	29	29	0		
	下水道	29	29	0		
	その他	60	59	▲1	短時間勤務再任用職員の配置	
	小計	769	783	14		
合計		1,907 [2,013]	1,906 [2,013]	▲1 [0]	<参考> 人口1万当たり職員数 153.71 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和3年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	9人	87人	144人	173人	181人	167人	211人	256人	268人	204人	168人	38人	1,906人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

区分	年度	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		760	754	751	758	752	745	▲15 ▲2.0
教育		200	194	183	181	179	171	▲29 ▲14.5
消防		206	204	207	206	207	207	1 0.5
公営企業等会計		776	765	762	759	769	783	7 0.9
計		1,942	1,917	1,903	1,904	1,907	1,906	▲36 ▲1.9

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総 費 用 A	純 損 益 又 は 実 質 収 支	職 員 給 与 費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和元年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和 2年度	千円 13,752,596	千円 429,276	千円 6,671,566	% 48.5	% 47.4

区 分	職 員 数 A	給 与 費				一人当たり 給与費B/A	(参考)全国市町村平均 一人当たり給与費 千円
		給 料 千円	職 員 手 当 千円	期 末 勤 勉 手 当 千円	計 B 千円	千円	
令和 2年度	人 660	千円 2,520,214	千円 861,482	千円 993,148	千円 4,374,844	千円 6,629	千円 7,004

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数については、令和3年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))を含み、会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和3年4月1日現在)

ア 事務職

区 分	平均年齢	基 本 給	平均月収額
鶴岡市(病院事業)	46.0 歳	344,567 円	495,360 円
団 体 平 均	45.0 歳	321,803 円	500,248 円

イ 医師職

区 分	平均年齢	基 本 給	平均月収額
鶴岡市(病院事業)	43.7 歳	594,508 円	1,545,606 円
団 体 平 均	43.0 歳	564,631 円	1,396,771 円

ウ 看護職

区 分	平均年齢	基 本 給	平均月収額
鶴岡市(病院事業)	38.7 歳	302,505 円	438,430 円
団 体 平 均	40.6 歳	295,465 円	476,943 円

- (注) 平均月収額には、期末・勤勉手当を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

鶴岡市（病院事業）	鶴岡市（一般職員）
1人当たり平均支給額(令和2年度) 1,495 千円	1人当たり平均支給額(令和2年度) 1,573 千円
(令和2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.80 月分 (0.85) 月分	(令和2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.80 月分 (0.85) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和3年4月1日現在)

鶴岡市（病院事業）			鶴岡市（一般職員）		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続30年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)	
1人当たり平均支給額	727 千円	20,723 千円	1人当たり平均支給額	4,279 千円	21,473 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員(教育職を除く)に支給された平均額である。

ウ 地域手当(令和3年4月1日現在)

支給実績(令和2年度決算)		61,502 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)		917,942 円	
支給対象地域等	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
医師	16 %	65 人	16 %
新潟市	3 %	1 人	3 %

エ 特殊勤務手当(令和3年4月1日現在)

支給実績(令和2年度決算)		426,214	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)		726,088	円
職員全体に占める手当支給職員の割合		88.9	%
手当の種類(手当数)		11	
手当の名称	主な給付対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
災害応急作業手当	病院企業職員	災害発現場等での応急作業	日額500円
防疫等作業手当	病院企業職員	①水害発生に伴う防疫作業 ②感染症患者の救護又は病原体付着物件の処理作業	日額500円
防疫等作業手当(特例)	病院企業職員	①新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために行われた作業 ②①の作業のうち患者又はその疑いのある者の身体に接触又は長時間にわたり接して行う作業	①日額3,000円
			②日額4,000円
研究手当	医師	診療上の研究業務	月額250,000円以内
診療手当	医師	診療業務	月額220,000円以内
ハイリスク分娩手当	医師	危険度の高い分娩診療業務	1回10,000円以内
新生児医療手当	医師	新生児の新規入院に関する業務	1件10,000円以内
救急勤務医手当	医師	①救急当番日以外における呼出を伴う診療業務	1日4,000円以内
		②救急当番日における診療業務	1日10,000円以内
放射線取扱業務手当	医師・医療技術職・看護職	①放射線診療業務(医師)	①月額8,800円
		②放射線診療補助・介助業務(医師を除く)	②日額230円
死体解剖補助業務手当	医療技術職	死体解剖補助業務	1回3,500円
リハビリテーション業務手当	医療技術職	感染症患者に対する機能回復訓練業務	日額400円
夜間看護等手当	医療技術職・看護職	①深夜において行われる看護等業務 ②週休日・休日・正規の勤務時間以外の救急業務	①深夜帯全部 1回7,300円
			①4時間以上 1回3,550円
			①2～4時間 1回3,100円
			①2時間未満 1回2,150円
			②1回1,240円

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和2年度決算)	427,332	千円
職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	674	千円
支給実績(令和元年度決算)	398,799	千円
職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)	639	千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
- 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和3年4月1日現在)

手 当 名	内 容 及 び 支 給 単 価	一般行政職 の制度との 異 同	一 般 行 政 職 の 制 度 と 異 なる 内 容	支 給 実 績 (令 和 2 年 度 決 算)	支 給 職 員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額 (令 和 2 年 度 決 算)
扶 養 手 当	扶養親族のある職員に支給 配偶者 6,500円、子 10,000円、一 般の扶養親族1人につき 6,500円 扶養親族たる子のうち満16歳の年 度初めから満22歳の年度末まで の子につき5,000円加算	同じ	-	55,016千円	228,284円
住 居 手 当	借家・借間に居住する職員に支給 限度額 28,000円	同じ	-	29,852千円	255,144円
通 勤 手 当	住居から勤務公署まで2km以上の 職員に支給 交通機関利用 限度額 55,000円 交通用具使用 限度額 55,000円	同じ	-	38,603千円	77,673円
管 理 職 手 当	管理又は監督の地位にある職員 に対して職務の級及び職の区分 に応じて支給 〔企業行政職〕 部長級 66,400円 次長級 57,500円 課長級 41,600円 主幹級 35,300円	異なる	医療職は別途規定。 医師:43,700円 ～110,100円 医療技術:35,300円 ～56,900円 看護:33,600円～69,000円	24,475千円	556,255円
単 身 赴 任 手 当	異動に伴って転居し、やむを得ない 事情により配偶者と別居して単 身で生活する職員に支給 配偶者宅との交通距離に応じて 月額 30,000円～100,000円	同じ	-	0千円	0円
夜 間 勤 務 手 当	正規の勤務時間として深夜(午後 10時～午前5時) に勤務した職員に支給 勤務1時間当たりの給与額× 25/100×勤務時間数	同じ	-	56,630千円	143,368円
宿 日 直 手 当	宿日直勤務を行った職員に支給 勤務1回につき 4,200～27,000円	異なる	医師の職直:27,000円以内 〃 日直:25,000円以内 医師以外の医療職:6,100円	29,320千円	329,438円
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	管理又は監督の地位にある職員 が、臨時又は緊急の必要等によ り、週休日又は休日等に勤務した 場合に支給 1回につき 4,000～12,000円	異なる	院長の支給額: 1回につき12,000円	0千円	0円
寒 冷 地 手 当	毎年11月から翌年3月までの各月 の初日において支給地域に在勤 する職員に支給(市内は対象地 域外) 月額 7,360～17,800円 (旧朝日村在勤職員は経過措置と して扶養親族のある世帯主のみ 月額5,800円)	同じ	-	0千円	0円

(2) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総 費 用 A	純 損 益 又 は 実 質 収 支	職 員 給 与 費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和元年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和 2年度	千円 3,042,568	千円 367,819	千円 220,821	% 7.3	% 7.3

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費36,557千円を含まない。

区 分	職 員 数 A	給 与 費				一人当たり 給与費B/A	(参考)全国市町村平均 一人当たり給与費 千円
		給 料 千円	職 員 手 当 千円	期 末 勤 勉 手 当 千円	計 B 千円		
令和 2年度	人 29	千円 126,784	千円 12,682	千円 50,892	千円 190,358	千円 6,564	千円 6,045

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数については、令和3年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))を含み、会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和3年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基 本 給	平均月収額
鶴岡市(水道事業)	48.4 歳	361,845 円	534,820 円
団 体 平 均	45.3 歳	335,096 円	502,816 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

鶴 岡 市 (水 道 事 業)	鶴 岡 市 (一 般 職 員)
1人当たり平均支給額(令和2年度) 1,755 千円	1人当たり平均支給額(令和2年度) 1,573 千円
(令和2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.80 月分 (0.85) 月分	(令和2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.80 月分 (0.85) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和3年4月1日現在)

鶴岡市(水道企業)			鶴岡市(一般職員)		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)		
1人当たり平均支給額 21,714 千円			1人当たり平均支給額 4,279 千円 21,473 千円		

(注) 水道企業の退職手当の1人当たり平均支給額は、令和元年度から令和2年度までに退職した職員に支給された平均額である。

(令和2年度の退職者が3名以下のため)

ウ 地域手当(令和3年4月1日現在)

支給実績(令和2年度決算)		-		千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)		-		円
支給対象地域等	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)	
-	- %	- 人	-	

エ 特殊勤務手当(令和3年4月1日現在)

支給実績(令和2年度決算)		-		千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)		-		円
職員全体に占める手当支給職員の割合		-		%
手当の種類(手当数)		2		
手当の名称	主な給付対象職員	主な支給対象業務	支給実績(2年度決算)	左記職員に対する支給単価
災害応急作業手当	上下水道企業職員	災害発生現場等での応急作業	-	日額500円
防疫等作業手当	上下水道企業職員	①水害発生に伴う防疫作業 ②感染症患者の救護又は病原体付着物件の処理作業	-	日額500円

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和2年度決算)	4,713 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	181 千円
支給実績(令和元年度決算)	6,376 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)	245 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和3年4月1日現在)

手 当 名	内 容 及 び 支 給 単 価	一般行政職 の制度との 異 同	一 般 行 政 職 の 制 度 と 異 なる 内 容	支 給 実 績 (令 和 2 年 度 決 算)	支 給 職 員 1 人 当 た り 平 均 支 給 年 額 (令 和 2 年 度 決 算)
扶 養 手 当	扶養親族のある職員に支給 配偶者 6,500円、子 10,000円、一 般の扶養親族1人につき 6,500円 扶養親族たる子のうち満16歳の 年度初めから満22歳の年度末ま での子につき5,000円加算	同じ	-	3,300千円	206,250円
住 居 手 当	借家・借間に居住する職員に支 給 限度額 28,000円	同じ	-	558千円	279,000円
通 勤 手 当	住居から勤務公署まで2km以上 の職員に支給 交通機関利用 限度額 55,000円 交通用具使用 限度額 55,000円	同じ	-	2,317千円	110,333円
管 理 職 手 当	管理又は監督の地位にある職員 に対して職務の級及び職の区分 に応じて支給 部長級 66,400円 次長級 57,500円 課長級 41,600円 主幹級 35,300円	同じ	-	1,796千円	598,667円
単 身 赴 任 手 当	異動に伴って転居し、やむを得な い事情により配偶者と別居して単 身で生活する職員に支給 配偶者宅との交通距離に応じて 月額 30,000円～100,000円	同じ	-	-	-
夜 間 勤 務 手 当	正規の勤務時間として深夜(午後 10時～午前5時) に勤務した職員に支給 勤務1時間当たりの給与額× 25/100×勤務時間数	同じ	-	-	-
宿 日 直 手 当	宿日直勤務を行った職員に支給 勤務1回につき 4,400円	同じ	-	-	-
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	管理又は監督の地位にある職員 が、臨時又は緊急の必要等によ り、週休日又は休日等に勤務した 場合に支給 1回につき 6,000～8,500円 週休日等以外の勤務日の深夜に 災害への対処その他の臨時又は 緊急の必要により勤務した場合 1回につき 3,000～4,300円	同じ	-	-	-
寒 冷 地 手 当	毎年11月から翌年3月までの各月 の初日において支給地域に在勤 する職員に支給(市内は対象地 域外) 月額 7,360～17,800円	同じ	-	-	-

(3) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総 費 用 A	純 損 益 又 は 実 質 収 支	職 員 給 与 費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和元年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和 2年度	千円 5,545,556	千円 190,094	千円 223,413	% 4.0	% 4.1

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費20,968千円を含まない。

区 分	職 員 数 A	給 与 費				一人当たり 給与費B/A	(参考)全国市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職 員 手 当	期 末 勤 勉 手 当	計 B		
令和 2年度	人 29	千円 113,852	千円 20,763	千円 46,052	千円 180,667	千円 6,230	千円 5,953

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数については、令和3年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))を含み、会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和3年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基 本 給	平均月収額
鶴岡市(下水道事業)	43.4 歳	346,483 円	531,156 円
団 体 平 均	43.7 歳	331,372 円	495,629 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

鶴 岡 市 (下 水 道 事 業)				鶴 岡 市 (一 般 職 員)			
1人当たり平均支給額(令和2年度) 1,588 千円				1人当たり平均支給額(令和2年度) 1,573 千円			
(令和2年度支給割合)				(令和2年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.55 月分	1.80 月分	2.55 月分	1.80 月分	2.55 月分	1.80 月分	2.55 月分	1.80 月分
(1.45) 月分	(0.85) 月分	(1.45) 月分	(0.85) 月分	(1.45) 月分	(0.85) 月分	(1.45) 月分	(0.85) 月分
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・ 役職加算 5~15%				・ 役職加算 5~15%			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和3年4月1日現在)

鶴岡市(下水道企業)			鶴岡市(一般職員)		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)		
1人当たり平均支給額 19,378 千円			1人当たり平均支給額 4,279 千円 21,473 千円		

(注) 下水道企業の退職手当の1人当たり平均支給額は、平成27年度から令和2年度までの6年間に退職した職員に支給された平均額である(令和2年度の退職者が3名以下のため)

ウ 地域手当(令和3年4月1日現在)

支給実績(令和2年度決算)		-		千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)		-		円
支給対象地域等	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)	
-	- %	- 人	-	

エ 特殊勤務手当(令和3年4月1日現在)

支給実績(令和2年度決算)		-		千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)		-		円
職員全体に占める手当支給職員の割合		-		%
手当の種類(手当数)		2		
手当の名称	主な給付対象職員	主な支給対象業務	支給実績(2年度決算)	左記職員に対する支給単価
災害応急作業手当	上下水道企業職員	災害発生現場等での応急作業	-	日額500円
防疫等作業手当	上下水道企業職員	①水害発生に伴う防疫作業 ②感染症患者の救護又は病原体付着物件の処理作業	-	日額500円

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和2年度決算)	12,396 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	477 千円
支給実績(令和元年度決算)	11,845 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)	439 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和3年4月1日現在)

手 当 名	内 容 及 び 支 給 単 価	一般行政職 の制度との 異 同	一 般 行 政 職 の 制 度 と 異 なる 内 容	支 給 実 績 (令 和 2 年 度 決 算)	支 給 職 員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額 (令 和 2 年 度 決 算)
扶 養 手 当	扶養親族のある職員に支給 配偶者 6,500円、子 10,000円、一 般の扶養親族1人につき 6,500円 扶養親族たる子のうち満16歳の 年度初めから満22歳の年度末ま での子につき5,000円加算	同じ	-	3,554千円	222,125円
住 居 手 当	借家・借間に居住する職員に支 給 限度額 28,000円	同じ	-	928千円	309,333円
通 勤 手 当	住居から勤務公署まで2km以上 の職員に支給 交通機関利用 限度額 55,000円 交通用具使用 限度額 55,000円	同じ	-	2,350千円	87,037円
管 理 職 手 当	管理又は監督の地位にある職員 に対して職務の級及び職の区分 に応じて支給 部長級 66,400円 次長級 57,500円 課長級 41,600円 主幹級 35,300円	同じ	-	1,538千円	512,667円
単 身 赴 任 手 当	異動に伴って転居し、やむを得な い事情により配偶者と別居して単 身で生活する職員に支給 配偶者宅との交通距離に応じて 月額 30,000円～100,000円	同じ	-	-	-
夜 間 勤 務 手 当	正規の勤務時間として深夜(午後 10時～午前5時) に勤務した職員に支給 勤務1時間当たりの給与額× 25/100×勤務時間数	同じ	-	-	-
宿 日 直 手 当	宿日直勤務を行った職員に支給 勤務1回につき 4,400円	同じ	-	-	-
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	管理又は監督の地位にある職員 が、臨時又は緊急の必要等によ り、週休日又は休日等に勤務した 場合に支給 1回につき 6,000～8,500円 週休日等以外の勤務日の深夜に 災害への対処その他の臨時又は 緊急の必要により勤務した場合 1回につき 3,000～4,300円	同じ	-	-	-
寒 冷 地 手 当	毎年11月から翌年3月までの各月 の初日において支給地域に在勤 する職員に支給(市内は対象地 域外) 月額 7,360～17,800円	同じ	-	-	-